

陸上自衛隊仕様書

洋上標的装置の技術援助	仕様書番号	
	WKGH-Z100006	
	作成	令和7年4月8日
	作成部隊名	国分駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、佐多射撃場等において実施する洋上標的装置の技術援助の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は洋上標的装置取扱説明書による。

2 役務に関する要求

2.1 役務実施場所

佐多射撃場、辺塚港及び浜尻港

2.2 役務実施期間

令和7年5月24日（土）～同年7月9日（水）

2.3 役務内容

役務内容は、次による。

- a) 洋上標的装置組立・分解時の技術指導
- b) 洋上標的装置の保守支援
- c) 洋上標的装置故障発生時の応急修復指導
- d) 洋上標的装置の操船に関する技術指導

2.4 技術援助上の留意事項

技術援助上の留意事項は、次による。

- a) 技術援助の区分は、対象装備品の操作、修理、点検、計測及び故障探求の技術指導とする。
- b) 派遣員は、当該装備品等に関する技術援助を実施するのに必要な専門技術（電気系統と機関系統の専門技術・知識を有し故障探求、修理が可能な者）を有するものとする。
- c) 派遣員は、監督官又は検査官の指示を受け業務を行うものとする。
- d) 指定場所以外に派遣の必要性が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、本仕様書に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。この際、整備役務については、点検項目に従ったチェックリストの作成及び技術指導者と自衛隊相互の点検確認を実施するものとする。

4.2 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約後、速やかに技術者名簿を作成し、契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、技術援助で実施した作業については、日々の作業実施事項について作業記録（役務完了調書）等を作成し、監督官の確認を受け提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、必要により、故障の内容について故障状況報告書を作成・記録し、監督官の確認を受け提出するものとする。

4.3 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示をうけるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。